

## 転換先の老人保健施設等の施設基準の一部の緩和

平成18年7月に「療養病床を有する病院」が「老健施設」に転換する場合の施設基準（床面積・廊下幅）の緩和措置を実施。



転換をより円滑に進めるため、

- ① 緩和する施設基準に、食堂・機能訓練室の面積を追加
- ② 転換元が「療養病床を有する診療所」や「一般病床を有する病院・診療所」の場合も施設基準を緩和
- ③ 転換先が「特別養護老人ホーム」の場合も、廊下幅と食堂・機能訓練室の基準を緩和する措置を講ずる。

【転換元】

	療養病床		一般病床	
	病院	診療所	病院	診療所
床面積	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1㎡ /人以上	1㎡ /人以上	基準なし	基準なし
機能訓練室	40㎡以上	十分な広さ	基準なし	基準なし

【転換先】

	経過措置が講じられた 老人保健施設		経過措置が講じられた 特別養護老人ホーム	
	病院から の転換	診療所から の転換	病院から の転換	診療所から の転換
床面積	6.4㎡ /人以上	6.4㎡ /人以上	経過措置 なし	経過措置 なし
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室 が	1㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室 が
機能訓練室	40㎡以上 (注1)	3㎡/人以上 (注1)(注2)	40㎡以上	3㎡/人以上 (注2)

(参考)

一般の 老人保健 施設	一般の 特別養護 老人ホーム
8.0㎡ /人以上	10.65㎡ /人以上
1.8 (2.7) m以上	1.8 (2.7) m以上
2㎡ /人以上	食堂 + 機能訓練室 が
1㎡ /人以上	3㎡/人以上

【緩和措置の適用期間】

- ・床面積は平成23年度末までの経過措置
- ・食堂・機能訓練室・廊下幅は平成24年度以降も適用。

(注1) サテライト型小規模老健施設に転換する場合は本体施設の機能訓練室の共用も可能とする。

(注2) 「食堂：1㎡/人以上、機能訓練室：40㎡以上」でも可。